

第1章

第10節 まちづくりの基本方針と基本目標

本市は、この計画書において目標を定めます。

まちづくりの理念である“愛と和の市民憲章”に基づき、10年後の本市の将来都市像を「人の和で 椿十徳 生きるまち」と決めました。

この将来都市像を実現するための政策として8つの“まちづくりの基本方針”と、政策を達成するための施策として32の“まちづくりの基本目標”を設定します。





まちづくりの基本方針 政策1【市民生活】

一人ひとりが担い手のまち

本市が持つ個性に磨きをかけ、市民主体の特色のあるまちをめざして、一人ひとりがまちづくりの担い手としてその魅力をアピールすることにより、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちをつくります。

まちづくりの基本目標

- 施策1 市民協働のまちづくり
- 施策2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上
- 施策3 多文化共生と国際・国内交流の充実
- 施策4 思いやりのまちづくり

本市が抱える課題の解決やめざすべき将来都市像を実現するには、市民のまちづくりへの自発的な参加や参画が不可欠です。

これまでの行政主導のまちづくりから一歩前進し、市民や町内会、企業などの団体と行政が互いの役割を果たし、“もしかしたら、自分たちでできるかもしれない”と気づき、そして行動する市民が住む市民協働のまちづくりをめざします。

同時に、市内の大学が有する知的財産や人的財産の活用をはじめ、NPOなどのさまざまな主体の参加による地域運営を行い、地域のさまざまな可能性の検討や活性化に取り組みます。

また、今後さらなる進展が予想される情報社会に対応した地域の情報化を充実し、多様な情報通信技術を活用して本市の魅力を市内外に発信し、市民の郷土に対する関心や愛着心を高めます。

さらに、男女が対等な協力者として均衡がとれ、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる、思いやりのある地域社会を実現します。



まちづくりの基本方針 政策2【福祉・保健・医療】

生涯健康 心のかよう福祉のまち

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、市民のこころとからだの健康づくりへの支援をはじめ、地域の絆を大切に、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる、心のかよう地域福祉社会を創造します。

まちづくりの基本目標

施策1 地域福祉社会の創造

施策2 健康づくりの推進

施策3 高齢者と障害のある方の福祉の推進

施策4 子育て支援の推進

市民の健康づくりに対する意識は高まっています。

健康診査や各種検診、保健指導などの保健環境や医療体制を充実し、生涯を通じて、市民のこころとからだの健康づくりを支援します。

また、高齢化が進行するなかで、自らの経験や知識を生かした社会参加や社会貢献により、健康的で生きがいを持って生活できる環境を作り、障害のある方もない方も、住み慣れた地域で、生きがいと誇りを持って自立した生活を送ることができるまちをめざします。

さらに、地域全体で安心して子どもを産み、育てられる環境を整えるとともに、地域が助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちをつくります。



まちづくりの基本方針 政策3【安全安心】

安心とぬくもりを感じるまち

地域ぐるみで、地震や風水害などの自然災害に対する防災機能の向上を図るとともに、交通安全対策や防犯活動を推進するなど、まちの安全性を高め、市民が安全と安心を手に入れることができ、ぬくもりを感じることできるまちをつくります。

まちづくりの基本目標

- 施策1 防災対策の充実
- 施策2 消防と救急体制の充実
- 施策3 交通安全対策の強化
- 施策4 防犯対策の強化
- 施策5 消費者の利益の保護

自然災害から市民の生命と財産を守るため、関係機関と連携して防災対策を充実するとともに、予期せぬ災害や緊急時における消防・救急体制を強化し、安全で安心して暮らせるまちを実現します。

前触れなく発生する災害時には、まず自分の手で自分と家族、財産を守らなければなりません。このための備えと行動を“自助”といいます。

市をはじめ、県や国、警察、消防など、そして電気や通信、医療、交通など公共機関の“公助”による対策活動と、地域の特性を良く知る市民による自主防災組織の“共助”が連携することによって、被害を最小限に抑え、復旧、復興へと向かうことができます。

自助と共助、そして公助がそれぞれの役割を果たす協働による防災対策を充実するため、市民の意識高揚を図ります。

また、都市化の進展とともに増加する交通事故や犯罪などを未然に防止するとともに、巧妙化する悪質な商法に対応し、消費者としての市民を守るための取り組みを充実し、市民の未来は市民総ぐるみで守ります。



まちづくりの基本方針 政策4【環境】

環境について考える人が住むまち

市民一人ひとりが地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対する意識を高め、環境負荷※の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然である田園の環境を保全し、季節の彩りを身近に感じることができ
るまちづくりを進めます。

まちづくりの基本目標

施策1 環境負荷の少ない社会の構築

施策2 生活環境の保全

施策3 環境保全のために行動するひとづくり

まちをきれいに、そして地球をきれいにしたいという意識の種を蒔き、街中の、国中の、世界中の人々に、この思いが広がり花開くことを願い、市民一人ひとりの意識と行動のもと、ごみの減量化や適正処理、さらに資源の循環利用などを通じて、自然と共生する持続可能な循環型社会の実現をめざします。

また、省エネルギー製品への切り替えや新エネルギーの導入をはじめ、公害の心配がなく、二酸化炭素発生量の少ない地球環境にやさしいまちづくりを推進します。

さらに、私たちの生活の基盤である水、大気、土壌環境を守り育てるため、健全な水環境や、悪臭や騒音などが少ない静かでさわやかな大気と土壌を保つための取り組みを行うとともに、ごみの散乱防止などの環境美化に市民が一体となって取り組み、本市の歴史的な景観を保全し、創出します。

昔ながらの大切な原風景である田園や用水路などの身近な自然環境の保全に努め、赤トンボやカエル、そして市民も住み続けたいと思えるまちをめざします。



まちづくりの基本方針 政策5【生涯学習・教育】

みんながキャンパスライフを楽しむまち

工業系、生物資源環境系、生涯学習系の3校の大学を有する本市において、本来の大学構内(キャンパス)だけではなく、まち全体をキャンパスに見立て、生涯にわたって楽しみながら学ぶことのできるキャンパスシティをめざしていきます。

学校教育、特に義務教育を生涯学習の基盤となる基本的な知識、技術、学ぶ意欲を育成する場と位置づけ、未来の野々市市を担う“ののいちっ子”の生きる力の育成に向けて、家庭、地域、学校が一体となり教育力の向上に取り組みます。

また、生涯学習活動の充実や生涯スポーツ振興などの学びを通じて、新たなつながりができ、そして生きがいや心の豊かさを実感できる地域社会をつくります。

まちづくりの基本目標

- 施策1 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実
- 施策2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり
- 施策3 生涯学習社会の充実
- 施策4 文化・スポーツ活動の充実
- 施策5 文化の継承と創造と担い手の育成

さまざまなニーズの変化に対応しながら、家庭、地域、学校の連携のもと地域全体で、知・徳・体のバランスと生きる力を備え、また、国際化や情報化などに対応できる“ののいちっ子”の育成を支える体制づくりを強化します。

市民の年少期から老年期のそれぞれの段階に応じて、地域の風土や歴史に関する学習をはじめ、さまざまな知識や技能の習得など、市民が学び、市民が教え、そして生涯にわたって学習活動に取り組める環境をつくります。

また、健康づくりをはじめ、意欲や能力に応じたスポーツ活動に参加できる環境づくり、施設の整備や管理運営に努めます。

子どもの頃から優れた芸術や地域の伝統文化に触れる機会を提供し、文化活動への参加を促進することにより、地域への誇りや愛着心を高め、伝統文化の継承や新たな文化を創造する担い手を育成します。



まちづくりの基本方針 政策6【産業振興】

野々市産の活気あふれるまち

地域の特性を生かした産業間または、農と商工、産学官の連携により、農業や地場産業の育成を図ります。

また、まちににぎわいをもたらす市街地の活性化対策などを進め、就業の場の確保と経済活動を活発化することによって、キラリと光る人のにぎわいがあふれるまちをめざします。

まちづくりの基本目標

- 施策1 商工業の活性化
- 施策2 農業の活性化
- 施策3 勤労者福祉の充実
- 施策4 観光資源の発掘

産学官連携や異業種間の相互交流による地場産業の技術力の向上、地域資源の活用などによる新しい産業の創出、環境に配慮した都市型企業の誘致を推進し、市民生活を支える地域経済の活性化や就業機会を創出するとともに、勤労者の生活の安定と向上を支援する勤労者福祉の充実に努めます。

また、まちなかの商店と郊外型の商業施設の役割分担を明確にし、それぞれが持つ特長を生かしながら、商業の活性化を推進します。

土地利用計画との適正な調整により優良な農地を保全するとともに、担い手の育成や経営体質の強化、地産地消の拡大に取り組むほか、生産者と消費者の交流を広げ、都市近郊農地の利点を生かした農産物の販売促進に努めるなど、農業を活性化します。

また、本市が主催するイベント内容の見直しや野々市の魅力の再発見などを進めるとともに、観光資源の発掘を行い、交流人口の拡大をめざします。



まちづくりの基本方針 政策7【都市基盤】

くらし充実 快適がゆきとどくまち

今後も増加すると見込まれる人口に対応するため、必要な宅地開発を進めるとともに、ゆとりのある住環境の形成に取り組み、コンパクトな本市であるからこそできる、野々市らしい安全と快適さが行き届くまちづくりをめざします。

また、市内外の移動や交流に役立つ交通網や各種都市施設の充実を図り、魅力ある住みよいまちをつくります。

まちづくりの基本目標

施策1 魅力ある街並み形成と住環境整備

施策2 交通の円滑化と公共交通網の充実

施策3 雨水排水対策の充実

施策4 循環する水資源の適正利用

需要に応じた宅地開発を継続するとともに、伝統的な街並みの保全や良好な景観の形成に努め、地域特性を生かした街並みの形成と少子高齢化に配慮した市営住宅などの整備を促進し、魅力ある住環境を形成します。

地域の活性化につながる道路網の整備を図るとともに、低炭素社会の実現と人にやさしい公共交通の利便性向上や、歩行者などが安全で快適に移動できる環境づくりを進めます。

また、まちなかでの緑の創出につながる公園や、緑地の充実を図るとともに、河川改修と親水環境※の創出など、市民に憩いとやすらぎを与える都市基盤施設を充実します。

安全で良質な水の供給に努めるとともに、地震などの大規模災害に備えた配水管の耐震化や給水拠点を整備し、また、河川などの公共水域の水質保全のための下水道を整備し、適切に管理します。



まちづくりの基本方針 政策8【行財政運営】

住み続けたい! をみんなの声でつくるまち

地方分権の進展により、自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることが、これまで以上に強く求められています。

適切な組織づくりを行うとともに、情報技術を活用した効率的な事務を行い、企画力や職務遂行能力の高い職員を育成し、その能力を最大限に活用していきます。

また、行政情報の公開や提供に努め、市民との協働の理念に基づく、開かれた信頼される行政経営を推進します。

まちづくりの基本目標

施策1 開かれた市政の推進

施策2 人材育成の推進

施策3 安定した行財政運営の推進

開かれた市政を推進するために、情報技術を活用した行政情報化の充実と法の遵守による行政情報の適正な管理、運用を行います。

また、さまざまな情報媒体と機会を活用して、行政情報を効果的にお知らせするとともに、パブリックコメント制度の活用や、住民投票制度の検討により、市民からの意見を行政が的確に把握する機会の充実を図り、市民志向のまちづくりを進めます。

市民に対して満足度の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、人員の適正配置をはじめ、人事評価制度を活用した職員の政策形成能力の向上と、職務遂行能力の向上を図るための人材育成に注力します。

自主財源の確保や受益者負担の適正化、公共施設の効率的な整備と管理運営に努め、最少の経費で最大の効果を生み出すよう選択と集中によるメリハリのある政策決定を行うとともに、この計画の進行管理を通じて、施策と事務事業を評価、検証するための道具として行政評価を活用します。